

## 平成20年度新宿区外部評価委員会第1部会 第4回会議要旨

### <出席者>

外部評価委員（5名）

卯月部会長（会長）、大塚委員、須貝委員、芳賀委員、渡辺委員

事務局（3名）

木内行政管理課長、関原行政管理主査、担当1名

説明者（8名）

施策22「防災都市づくり」、施策23「地域ぐるみの防災体制づくり」

危機管理課長、安全・安心対策担当副参事、地域福祉課長、道路課長、景観と地区計画課長（代理）、地域整備課長、建築指導課長、教育施設課長

その他（1名）

新宿区耐震補強推進協議会会長

### <場所>

区役所第1分庁舎7階職員研修室

### <開会>

#### 1 ヒアリングの実施

##### 【委員】

耐震のことについてお話を伺うという時間が2時から2時半ということになっておりますので、そちらのほうを先に予定通り進めさせていただきたいと思っております。

<委員自己紹介>

<説明者自己紹介>

地域整備課長から新宿区耐震補強推進協議会の説明

新宿区耐震補強推進協議会会長から具体的活動内容についての説明

- ・区民の方に耐震補強の必要性、重要性を知っていただくため啓発活動に主眼を置いて活動
- ・3月と7月に耐震補強セミナーを開催。直後に耐震に関する相談会をあわせて開催
- ・近日中に耐震化工事の技術力フォローアップに関する講習会を開催予定

聴取

- ・行政と協議会との役割分担
- ・耐震予備診断から本診断、耐震工事の施工への結びつき
- ・耐震化が進まない理由分析
- ・予備診断実施後のアンケート調査

##### 【部会長】

それでは、ヒアリングを始めたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

これは外部評価委員会の第1部会ということで、主にハード系といひましようか、「まちづくり、環境、みどり、安全安心」といひようなテーマで行ってあります。昨年スタートいたしまして、1度ヒアリングをさせていたひいたので、既に去年お会いしてやっているかと思ひますが、去年は何せ我々も初めてですし、非常に時間がタイトだったといひことで、やり方自体の勉強でもあったわけです。今年は少し時間がとれるといひこともありまして、前倒しでやっつたのと、それから、私の印象ですと、行政の方は当然お仕事として縦割りでやっていひのは、これは仕方がないことなんですけれども、こちらの外部評価委員あるいは一般の区民から見ると、その切り分けたところのすき間の部分はどうしたらいいんだらうかといひような側面もございひますので、できれば一緒にお話をしていただひいて、問題点を把握することが目的でありまひますので、一つ一つの何か揚げ足取りをするといひ、そういうことではないといひことでご理解をしていただひきたいと思ひます。

それでは、まず、たくさん来ていただひているので、所属とお名前だけでよろしいかと思ひますが、自己紹介をしていただひきたいと思ひます。

#### <説明者自己紹介>

##### 【部会長】

それでは、本日は、ヒアリング項目の左の番号で申しますと1から6ページ目の12番まで、ここが該当することになっておりますので、ここをまず中心にお話をしたいと思ひます。

それと、去年はここのご回答について、この場で全部ご説明をしていただひいたんですが、そうしたらそれは随分時間がかかってしまいましたものなので、ここのご回答は事前に配っていただひいて、我々は読んできておりますので、回答をいただく時間は省きまして、この回答ごとにさらなる質問、あるいはわかりにくいといひことの質問からいただひきたいと思ひます。

1番から順にいきたいと思ひます。

私が皮切りに。

この「サバイバルブック」といひのは一体どんなものなんですか、どのようなもので、どなたに配布する予定なのか教えてください。

##### 【説明者】

危機管理課長です。

ご存じのとおり、防災対策の中で、事業所としても地域の一員であるといひとらえ方から、事業所としてもやるべきことがあるだらうといひことで、平成12年3月に「サバイバルブック」といひ形で企業として何をしなくちゃいけないのか、そして地域住民の人たちと一緒に連携してどういひふうにやっていかなきゃいけないのか、こういひつたもののQ & A形式によりまひす本をつくりまひました。これは12年3月に出しまひしたので、それ以降状況が大きく変わってきてあります。一番大きく変わってきていひるのは、事業所にとりまひしては、最近ですと平成17年に減災目標といひ国の大きな方針が示されまひして、数値によって災害をここまで、災害によつた被害を減少していくといひ数字が出てまひります。その中に事業所の事業継続計画、BCPといひのを企業もつくりなさいと、こういひ形に変わってきてありますので、私どもは、この17

年の国の大きな変化、10年目標の中身を受け止めまして、事業所におきまして、具体的にどうなっているのかということアンケート調査をさせていただきました。商工会議所を中心に今回やりまして、その結果を基に、12年3月に出したサバイバルブックという、どちらかというとQ & Aの指導書みたいなものも直していくことによって、事業所としても地域と一体となって、震災対策を進めてもらおうとする冊子になってございます。

これにつきましては、今年の12月に、今、調査の概要も全部終わりましたので、中身につきまして精査をして、それで「サバイバルブック」の改訂版を出しまして、それをまたお示しをして、皆さんどう考えますか、結果からこうなっているけれども、課題としてここはどうやっていきますかというところにつなげていきたいという資料でございます。

【部会長】

そうしますと、どのぐらい配布をするんですか。

【説明者】

東京商工会議所の新宿支部に登録しているところにアンケートをとりまして、約4,500事業所が商工会議所に登録をされておりまして、そのうちの3,000事業所に数を絞りましてやりました。その結果、約800社が区に登録をさせていただいて、今後、防災についての情報の意見交換や情報がありましたらお知らせくださいというところにつながりました。そこで、まずはその800社を対象としながらも、登録していない事業所や商工会議所に入っていない事業所にも広報によってお知らせをして、より多くしていきたいというふうに考えてございます。

【部会長】

商工会議所に入っているということは、比較的大きな企業、会社ですか。

【説明者】

いや、決してそんなことはないです。概要版で見ますと、約40%ぐらいが10人未満の中小企業の方たちが入っているということがわかりましたので、この辺は、そういう中小企業向けを対象としたところに絞ってやっていかなきゃいけないかなと思っています。

【部会長】

「サバイバルブック」の作成とともに、その普及・啓発活動みたいなことは、今後どのように考えていらっしゃいますか。

【説明者】

12月までに「サバイバルブック」をつくりましたら、もう一度、商工会議所と一緒に呼びかけをして、区には800の登録はありますが、商工会議所には4,500の登録がございますので、残りの区に登録していないところにも働きをかせさせていただいて、1月か2月に、1月17日の1週間が国を挙げての防災週間にもなってございますので、そこに照準を合わせて、講演会をまずやっていくのがいいのかなというふうに思っています。

【委員】

ここに、備蓄の状況が書いてありますが、適切な保管、物資の維持管理を心がけていますと、ちょっと備蓄の量が少ないんじゃないかと私は思うんですね。東京都は3日分用意をすと言っていますけれども、新宿区は1日ですよね。

【説明者】

呼びかけですね、要するに自助として自分として、「最低は3日分は用意しておいてください」と。

一次避難所、小・中学校ありますよね、それについては1日分は用意してあります。でも、都が、それだけでは足りないの、今、耐震化が結構進んできておりますので、逃げなくて済む家庭に住んでいる方たちがいらっしゃいます、でもライフラインが止まります、これらはどうしても復旧までに時間がかかりますので、「3日間は用意しておくことが大事ですよ」というふうに呼びかけをしています。

【委員】

そのライフラインの問題ですが、例えば高層マンションなんか、要するにライフラインの下水に使う水は、恐らく1回か2回流すほど、たまらないですよ、止まっちゃうとね。そうすると、やはりどうしても使えなくなっちゃうと。その場合に、あなた方はどうするのかということですよ。だから、いわゆる簡易式のトイレ、これをやっぱり宣伝して、各マンションならマンションの上の方は特にそうなんですけれど、揃えてもらうようなPRをしてほしいと思いますよ。

それと、下水道利用型災害用トイレの設置は終わったとのことですが、あれは少な過ぎる。だから、備蓄の中に簡易式のトイレは、今用意してもらっておりますけれども、もうちょっと用意してほしいなと思いますね。

【説明者】

今、一次避難所とか全部一応、終わったんですね。でも、本当に委員が言われるように、小学校でも普通のトイレもありますけれども、少ない。ただ、今、建て替えをしている建物等については、要するに水を持ってくれば、トイレに水を流せば流れるシステムにしています。要するに、貯めておいて云々ではなくて、切り替えてもらって、そういうのもどんどん進んでいっていますね。

【委員】

学校は、そんなにしょっちゅう建て替えなんかはできないんじゃないの。

【説明者】

でも、言っているように、基本的にはマンションの高層住宅の人たちは簡易トイレが必要ですよということは、もっとPRしないといけない。

【委員】

そうしてもらいたい。

【説明者】

本当にそのとおりです。

【委員】

それから、もう一つは、区の職員が発災になったときに80人から100人、各出張所に来て応援してくれると、こういうことになっていますよね。ところが、区の職員というのは新宿に住んでいる人が少ないんだよね。どのぐらいの時間に、この80人から100人の人間が集まるかと

いうことを想定しているのかというのが1つと、要するにその間は、やっぱり地元の人に積極的に救済・救出とかをやってもらわなきゃいけないですよ。火事が出た場合は、もちろん消防車は間に合わないと思いますので。そういうことで、また、80人から100人もいるから、皆さんに危険な救出はしなくていいですよと言うような表現の仕方です。それはちょっと、とんでもない話で、ぜひそれはやめてほしいと。やっぱり用意しておかなければだめだと言うことを、本当に口をすっぱくして言ってもらわなければ。

【説明者】

体勢が整うのは、消防も警察も48時間です。でも、その中でも被害を受ける職員はいます。したがって、8割ぐらいしか集まりません、48時間は無理ですよと、いる人間でできることをやるしかない。だから、その部分は、行政を頼ることが物理的に不可能なので、その間は自分たちでやるといった自助の部分というのも説明していきます。

【委員】

そう、はっきり言って。

【説明者】

そうですね。

【委員】

それから、もう一つ。災害時は、いわゆる下水道の業者が回収を行うことになっています。汚物でしょう。

【説明者】

汚物です。

【委員】

そうでしょう。汚物を入れる物が避難所に置いてない。ぜひ、早急に置いてもらうように手配してもらいたい。それと同時に、この汚物を処理する事業者の方がいるんですか。

【説明者】

これは、今、水洗トイレが進んでいない地域に集中してしまっていて、新宿に限って言えば、地下街のお店がありますので、たまに皆さんお見かけするバキュームカーが来ているのがありますけれど、あの程度です。ですから、業者を頼みますが、物理的にとても間に合う状態じゃないことは予想されます。

【委員】

ここに、簡単に、業者が回収を行うことになっていますと書いてあるから、それで安心してしまいました。

【説明者】

困難な場合はということです。

【委員】

事実、困難になっちゃうんだから。

だれも、これは生理現象だから我慢できないんだから。そこら辺をやっぱりよく考えて、そろえる物はそろえてほしいと、こうお願いしておきます。

【説明者】

はい。

【委員】

水の件なんですけれども、飲料水については個人個人で2、3日分の飲料水はペットボトルに用意していると思いますけれども。それから、備蓄としても多分、ある程度とってあると思うんですけれども、赤ちゃんのいるところとか、お年寄りのいるところは、汚れ物がたくさん出ますよね。それで、普通の人は1週間ぐらいお風呂に入らなくてもそういう場合、我慢はできますけれども、赤ちゃんとかお年寄りはそのようなわけにはいかないのです、飲料水以外の水もかなりの量を確保できないと困ると思うんですが、貯水槽とかそれから井戸ですね、それはどれぐらいあるのか。それから、防災用の井戸というのが私のところの裏にもあるんですけれども、その管理はどういうふうになっているんでしょうか。ほとんど管理されてないんです。今、水脈も変わって、水が出ない状態なんですけれども、そういうようなことについてはどうなんでしょうか。

【説明者】

まず生活用水、要するに飲料水については、新宿の場合は淀橋浄水場と、それから百人町三丁目、それから早稲田鶴巻町と3カ所、給水施設があります。要するにタンクがあるわけです。これは、東京都は2km四方の円を描きまして、1カ所ぐらいあるようにうまく配置をしております。これは飲料水で、今お話のとおり、実は生活用水というのは多分、足りなくなるだろうと予想されております。生活用水の部分を準備しているかと言えば、ないんです。正直言って、ありません。そうすると、今言った給水で余った水があれば、可能な限り生活用水にも使えるのであれば使って、要するに多少の水は使ったのはとっておいて、それを最後にトイレに使うとかいう形があると思うんです。

今、新宿区で考えているのは、小・中学校のプールの水については、生活用水として使えるように考えています。でも、これはご存じのとおりプールの水といってもそんなに量が多くないのと、それをどこにどうやって持っていくんですかといったときに、限りがあり、できないという部分がありますので、これは本当に考えていかなければいけないところで、決して十分とか、それから、ある程度予測されるだけの量が確保できるとは思えない部分というのがあります。

それで、井戸水は、例えば新宿では深井戸と浅井戸という形で登録されて、防災計画の中でやっておりまして、深井戸は何とか飲めるかもしれないという考え方をとっておりまして、学習院のところ、ああいうところにきっちりしたのをつくっていますけれども、そうでない皆さんのご家庭にある、協力しますよといって、昔、手こぎでやっていた、これは電動で組み上げるようにして、場合によっては発電機を持ってきてやるようにする、これは生活用水で可能な限り水があるのであれば使えるようにして、地域の人に配って下さいねという確保しかされてないんです。

それから、井戸につきましては、一応、持ち主の方がそれぞれ個人宅と書いてありますけれども、ご連絡をして、チェックをお願いしています。それから、もしも吸い上げが悪くなっ

たら、ちゃんと登録をしていただいていますから、その辺の点検、つぶれた場合には検査をしたりとかいうようになっていますが、全部が全部ご報告をしてくれているとは限りませんが、点検はしております。ただ、浅井戸というのは7メートルぐらいですので、何らかの形でマンションができることによって水脈を切られてしまうんですね。そういった部分は、まだあるというふうには認識しています。

点検は、これはやらないわけではなくて、確認をすると、「点検していますから大丈夫ですよ」と言われる。ただ、今年調査をかけたんですけれども、7割ぐらいしかきっちりしてなかったというのがわかりましたので、何回も確認しておかなければいけないというふうに思っています。生活用水は十分とは思いません。これは本当に課題だと思っております。

【部会長】

公共施設等、学校とか公共施設をつくる時の雨水タンクとか、雨水を直接地下に貯めるというような事業というのはやっているんですか。

【説明者】

例えば区の施設でも雨水を貯めるとか、さまざまな形で可能な限りやって、それを雑用水として使ったりだとかいう考え方をとっているんですけれども、なかなか協力してくれるところは少ないです。

【部会長】

学校なら、協力するも何もないじゃない。自らの建物なんだから、やればいいじゃない。

【説明者】

それは、そう簡単にできない部分もあるのかなと思いますけれども。

【部会長】

学校って、そういうのをやらないんですか。ないとおっしゃるんだから、何か手だてを講じないと。

【説明者】

教育施設課長です。

雨水の利用に関して、別に防災ということだけではなく、環境対策ということでしたら、これに関しては、今日は所管がないんですけれども、環境対策のほうで所管してしまして、いわゆる雨水の利用とか、みどりのカーテン、これは学校だけではなくて区の施設ですね。どういうところがあるかということ調査しまして、今年度からスタートするんです。学校も一部、それに参加しているという形でやっています。ちょっと今、手元に資料を持ってこなかったんですけれども、みどりのカーテンが10校ぐらい、雨水利用が確か2、3、数校、それを少しやってみようという形で、確かに少し始めているという段階でいるというふうに認識しています。

【委員】

教育施設課長にぜひ考えてほしいんだけど、危機管理課にいくら頼んでも、防災の備蓄品を1階に持ってきてくれないんですよ。少子化となって学校の空いている部屋を利用すれば、1階に1部屋ぐらい空くと思います。何とか1階に備蓄品を置くようにしてもらわないと、

訓練にしても何にしても大変なんです。重い物を下ろしたり上げたりするのが、釜とか便所とか。ぜひ、とにかく力を出してやってください。

【説明者】

そのご意見はいろいろ聞いているので、いいですかお答えして。

【部会長】

どうぞ。

【説明者】

確かにそれは大事なことだと思っていて、基本的にはできるだけ下のほうという、今は1階ないしは2階ですよ。そういうところで、いわゆる避難所の倉庫といいますね。それは置いたほうがいいのかという認識は持っています。それで、学校に対してもそのように配置してほしいということは言っています。ただ、実際は学校の運営上できないという点がありました。それで、調べたんです。そういう話というのは平成12年ぐらいにもかなり出ていて、そのときに、避難所倉庫は3階に10カ所、4階に7カ所あったんですが、その後いろいろ改善はしています。ちょっと数字だけ言わせてもらいますけれども、先ほど3階に10カ所あったというんですが、現在のところは10が6になっています。だから、少し1階2階のほうに下がっている。それから4階のところは先ほど、平成12年は7だったのが現在のところは2になっています。そういう意味で、意識としてはあって、改修とか改築のときにはできるだけ下に下げようとしています。でも、若干それが残って3階、4階はありますけれども、できるだけそういうふうに学校のほうにも言って改修するときには、対応したいと思っていますので、よろしく願います。

【委員】

願います。

【部会長】

学校については、明日のヒアリングのテーマなんだけれども、こちらの部会のほうで議論したときも、学校や公園に防災のいろん倉庫をつくって何か備蓄したりすると、学校とか公園が被害者だと思い、何か余計なことをするんで嫌だと断ったりする。そうじゃなくて公園とか学校自体が子どもの重要な空間であって、そこが被害に遭うということは十分あり得るので、彼らの安全安心のためにも必要なものであって、何も防災の立場から貸してほしいとか、そういうことじゃないと思うんですね。

学校というのは、子どもの環境教育もそうだし、まちづくりの教育もそうだし、日常の学習の拠点としてそういうものをあえて隠さないでどんどん表に置いて、普段から親しんでおく、サバイバルゲームみたいなものもそうだけど、そういうふうに学校自身が変わらないと、置かせていただいているとか断られたとか、違うんじゃないかと思うんだよね。

やっぱり学校というのは区内にきれいに配置されて、公園もそうだけど、等間隔で配置されている重要な公共施設という認識で、もっと取り組んでほしいなと思います。

【説明者】

確かにこの避難所をつくることはかなり前のことですけれども、10数年以上前の話で、そ

のころは学校は、もう子どもたちに教育しているんだから、避難所なんておかしいと、そういう時期はありました。でも現在は、それはないと思っています。やっぱり、今、部会長がおっしゃってくださったように、地域の施設なんだと、地域の一つの機能として必要なんだという意識がありますから、当然あるものだというふうに思っています。

それと、今出ましたけれども、それだけじゃなくて緑の一つの場所だっていうことで、みどりのカーテンをしたりとか、雨水利用とか、芝生の問題もあります。

それから、もう一つはちょっとニュアンスが違うんですけども、最近ではいわゆる子どもの遊び場所として、学校の時間だけじゃなくて、「放課後子どもひろば」というような形で、放課後も学校を使いましょうと、いわゆる学童クラブとか児童館的な機能も学校でやりましょうということで、地域にもある意味では開かれてやっているということがあります。それなので、せっかくもう新宿区にある施設、たくさん機能的につくるのもいいんですけども、それだけじゃなくて学校というのは割合、中心にありますし、いろんなところにありますから、そこにある程度の機能を集約してやるという考え方が大事だと思っていますので、昔に比べれば全然、学校は拒否していないように思います。ただし、確かにまだ課題はありますので、それは少しずつまたやっていきたいと思っております。

#### 【委員】

1番は防災全般ということで、ちょっとお尋ねしたいんですけども、こちらにいろんな立場の方がおいでになっていらっしゃるように、縦割りでいろんな問題、防災といってもいろんな問題をいろんなセクションが担当して下さっているというのは想像もしていましたが、現実にはこんなにたくさんおいでになる。私がお尋ねしたいのは、やっぱり総合的に、いわゆる防災全体を仕切る司令塔というんですか、そこは組織的にこういう方々に対する命令権といいますか、そういう防災全体の指揮系統、司令塔というのはどういうものになっているんですか。

#### 【説明者】

危機管理課長です。

基本的には、地域防災計画、これは国や東京都や地方がつくって、整合性を持たせて、いざというときには一緒にやりましょうというので、これがもとになりまして、こういったものをつくっているのは区長室危機管理課、区長室が調整をとってやります。ですから、その中で整合性がとれないもので施策が遅れていけば、もう直轄ですので、区長室からこの部分が足りませんよ、防災配備でもありますので、そういった中で示して行って、それぞれ応じていくという形です。

#### 【委員】

強い権限をお持ちで、その、いろいろとその主張もできるんですか。していますか。

#### 【説明者】

強い権限というのは、災害が起こったときは強い権限です。災害が起きないと、平常の備えはやはり予算は限りがありますので、区長がこの計画は示しますけれども、具体的には毎年の予算を見ながらやっていかなきゃいけないというのはあります。

#### 【委員】

そうすると、伺いたいのは、ここにあるようないろんな問題をみんなそれぞれのセクションとしては、みんな大事ですよ。それぞれセクションの方々は、何とかそれを予算もってその計画を実行されていますけれども、それはそれでいい。だから、そういうものをかなり強い意志で束ねないと、結局、限られた予算がそれぞれのところに行って、一番重要なものは何だと、防災行政で、今年といいますか今期といいますか、一番力を入れていかなければならないのは何だということ、そこにお金を集めてというような行政が私は願わしいと思うんですけれども、そういう意味で今一番力を入れているのは何ですか。

【説明者】

先ほど言ったように、小・中学校の耐震化というのは区長の権限で前倒しでやりましたから、もうご存じのように新宿区内は終わっています。これはもう、一番純粋に、「逃げないですむまち」というのが一番の基本ですよ。

【委員】

わかりました。耐震の話は3番にもありますが、そこでまた伺うとして、耐震が一番の今、最重点だと。

【説明者】

耐震と家具転倒防止です。

【委員】

そういうお話を伺って、私はわかりました。

【委員】

先ほど、プールの水を生活用水にという話がありましたけれども、プールが屋上にある学校がありますよね。新潟地震の場合には、ああいうような直下型といいますか、ドンと下から来た場合には、屋上のプールはひびが入って流れてしまうというような話を聞いているんですね。実際に新潟の方の話を聞いたときも、屋上のプールの水は使えなかったと。それを仮設トイレに全部使うような計画になっているんですが、どうなんでしょうか。

【説明者】

一応、壊れないという前提でしか。直下型の被害の中で、例えばそのマグニチュード7.3という一番大きなものが起きたときに、正直、耐震化といってもクラック、ひびが入ったりしますよと言われております。倒れない、だけでも外壁なんかはひびが入ったりしますよと言われていたわけですね。プールなんかは、より強くつくっているはずですので、これは一応もつと。ただし、巨大地震の8は、これは無理だと。今、私たちが対象としている直下型地震のマグニチュード7クラス、これも大きな地震ですけれども、何とかもつのかなというふうには思っております。

【説明者】

建築指導課長です。

前に小学校に屋上のプールをつくるときにちょっと携わったんですけれども、プールそのものも耐震設計されていますし、あと建物そのものも、上にああいったゆらゆらゆれるものがあるというのは、建物全体にはむしろ地震的にはいい方向に働く可能性もありますから、私は

大丈夫かと思えます。さっき言ったマグニチュード8とかといった極端に大きなものは別ですけども。

【委員】

大体、いくつぐらいを想定しているんですか。

【説明者】

6強から7と言われていましたね。

【委員】

1の回答を見ますと、「新宿区事業所防災意識調査」とありますが、これは帰宅困難者に対するその事業者の対策みたいなことで、意識調査をされたということで、理解してよろしいんですか。その目的なんだけれども、その右上に帰宅困難者に対する事業者の意識を把握するためと書いていますよね。これは、そちらのほうに主眼を置かれているんですか。

【説明者】

危機管理課長です。

やはり、基本的には事業者としてやるべきものの中に、社会的貢献として入っている部分で、入っています。だから、やはり事業者として自分のことばかりじゃなくて、地域の一員であるんだから、そういった部分に対して帰宅困難者が発生したら、協力してくださいという、そういう考えで調査しています。

【委員】

あと、一般的なこともあるわけね。

【説明者】

あります。

【委員】

備蓄物資がどの程度備えているのかとか、そうした場合にいろいろ課題があったんでしょうね。そんなこともあって、あと企業としても事業継続とかいう要請もあるというようなことから、こういう「サバイバルブック」というんですか、こういったものを整備して、その普及を推進していきましょうということですね。

そうしたときに、本当に普及していくんだろうかという話があると思うんですよね。だから、そこをどうするのかというところで、区役所の部門で、例えばその事業所サイドでどの程度の備蓄物資を整備していったらいいのかとか、その辺のある程度の目標みたいなものを立てた上でやっていかないと、一般的に普及しますとか、講演会を開催しますとか言ったって、余り普及しないのではないかという気がするんですよ。そういう意味で、区役所の防災部門として、ある程度、備蓄物資の目標としてこうだと、こういう目標のもとに事業者さん、一つ整備をお願いしますよということを、やっぱり強い姿勢で進めていかなければいけないんじゃないのかという気がするんですけれども、いかがですか。

【説明者】

要するに、イメージを持っていただくことが重要だと思います。これだけ大変ですよというのを数字で示さなければいけませんので、帰宅困難者に限っていえば、1都8県で650万人

の人がどっと出てきます。都内でいけば350万人、新宿でいけば約30数万人の人がいますよと。ですから、あなたの会社で、すぐパーッと帰してしまえば大混乱になってしまって、従業員そのものも混乱に巻き込まれますよと。こういうイメージを数字で示したときに、では、どうするかという形で作っているつもりでございます。

【委員】

それは、結構だと思うんですよ。そうした場合に、いつ大地震が来ないとも限らないという中で、やはりある程度その期間を区切って、一定期間この範囲内でやっていきましょうとか、3年以内にやっていましょうとか、そういうところまで踏み込んで普及を推進していかなければと、なかなか腰が重いところがあるので、危惧しているんですけれどもね。だから、そういったところまで考えて取り組んでいただきたらと思っています。

【部会長】

次にいきたいと思います。次は建物の建築事業の検査の問題ですね。

【委員】

この2の回答を見ました。私はまず、100%だろうと思っていたら、100%でないということに驚きました。それで、ここではなぜ100%にならないのかについては、特に回答の中では触れていないので、ざっくりばらんに、なぜ100%にならないんですか、法律上は100%にしなきゃならなくて、罰則まであって、それにもかかわらずこんな数字であるということがなぜなのか私にはわからないんです。何が原因なんですか。

【説明者】

建築指導課長です。

制度そのものが、特に定期報告については周知されていないというのがまず1点あると思います。我々もその周知に努めるのがまだ弱いのか、弱い部分もあるでしょうし、あとはその受入れ手である建物消費者たちに、またそういう検査側が用意されていないと。あと、定期報告には費用がかかるというのがあるんです。また、完了検査についても中間検査についても費用がかかるということで、その費用負担を回避してという気持ちが働いているのかなと。いずれにしても、そういったものに対する我々側の周知とか啓発といったものが不足しているのかと思っています。

【委員】

それは周知啓発の問題なんですか。だって、法律で受けなきゃならないというものが、実際に受けなくてそのままもう使い始めた、そういう意味でしょ。法律では中間検査をしなさい、完了検査をしなさいということを書いて罰則まであるというものが、費用がかかるからやりたがらないというのはあったとしても、行政はそれをだめですよというのを周知啓発だけなんですか、それしかないんですか。

【説明者】

制度的には懲役1年、100万円とか、そういった罰則規定はありますけれども、その罰則を適用したのは、新宿区ではまだないです。

【委員】

例えば、確認申請をこの建築許可を出しますよね。そうすると、それが何カ月後には、それがビルであれば何十カ月とか、完成予定がありますよね。それで、一向に中間検査にしろ完了検査なども向こうから、つまり事業者のほうからの申告が仮にない、言ってこないからそれでいいんですか。

【説明者】

中間検査と完了検査については、確認時に中間検査予定の期日と、それと完了検査の期日を記載する欄がありますので、その時期に区のほうからお知らせをして、検査を受けるようにという通知文書は発送しています。あと、定期報告についても、これは東京都の外郭団体のほうに委託をしているんですけども、そこから対象建物については定期報告をするようにという申請用紙等を含めてお送りはしているんですけども、なかなかしていただけないというのがこの実態なんです。

【部会長】

質問ですが、全体でいうとこういうパーセントだとわかるんですが、例えば建物の規模とか、それから用途によって、かなり違うんじゃないかと思うんですよね。規模の比較的大きいものは、ちゃんとやっているんじゃないかと思うんです。むしろ、ミニ開発みたいなものとか、非常に悪質な建築確認どおりに建っていない建物は当たり前だけど、中間も完了もしないで、そのまま住んでしまうと。だから、あるターゲットというか、その検査を受けていないものというのはあるグループなんじゃないかと思うんですが、それはいかがですか。

【説明者】

過去ではそういうこともあったとは思いますが。

【部会長】

これは、おしなべて全部同じですか。

【説明者】

大規模なものというのはやはり、当然、検査率も、それはいいです。定期報告の報告率もいいです。部会長がおっしゃったような、小規模のものがそれは検査率が低いというのは、それは事実でございます。ただ、一定の何ですか、いわゆる建て売りみたいなものにとかということは今はないのかなとは思っています。

【部会長】

どの辺が一番問題なのか、あるいはそれは後のご質問の耐震補強とも関係するんですけども、そういうものに限ってまた耐震補強をしなきゃいけない建物になっていたりするんじゃないかと、それをこういうので生んでしまっているのではないかという、いたちごっこみたいだね。そういう、ちょっと単なる不安なんだけれども、懸念なんだけれども、その辺の、どの種類のもの、どの規模のもの、どの地域のものがこの率が低いのかという、そういうデータはないんですか。

【説明者】

そういうデータは今は用意していません。そういう調べ方はしていないんですけども、多分、過去というか、高度成長期みたいなときの木造密集地域が形成された当時はそういう傾

向というのは確かにあったのかもしれませんが、今はそういった感じは、感覚ですけれども少ないのかなと思っています。その規模の差というのは当然あると思いますけれども。

【部会長】

一般の戸建て住宅でも結構受けているということですか。

【説明者】

ええ、結構受けています。というのは、昔は住宅金融公庫にしても中間検査だけで融資が受けられたということもありましたけれども、今はそういうことじゃなくて、完了検査まで求めてきます。ただし、住宅については、ここにも書きましたが、使用制限規定がないものですから、その面が多少あるのかなとは思いますが。けれども、最近この金融機関のコンプライアンスというんですか、そこら辺がかなり厳しくなっていますので、融資を受けるまではそういったことは少ないのかなと思っています。

【委員】

しつこくて恐縮ですけれども、前に、あるホテルが、確認申請のときにはこういう駐車場だったのが、でき上がってみたらそこが違法に部屋になっていて、社会問題になりましたよね。そのときも、ちゃんと完了検査をしていればすぐわかるのに、何でやっていないのということが、これまたやっぱり批判がそういう形であったと私は理解しているんですけれども、そういうのを受けて、新宿区内で同じような仮に事例があると、やっぱり社会的に批判を免れないと思うんですね。だから、私はこういうものというのは、ちゃんと規則どおり申請、検査をする。だから、先ほど中間検査の日程だとか、完了検査の日程について、いついつ行きますよみたいなことまでご連絡なさっているとおっしゃっています。それで、相手が返事がないから行けないというのではなくて、行っちゃいけないんですか。

【説明者】

いや、そんなことはないんですが、個々の検査を申請がないのにこちらから行って検査をするというのは、すべてに問題があると、人員の関係も含めてちょっと現実問題として無理なんですけれども、ただ、抜き打ちで違反建築のパトロールというのがありますから、パトロールしながらちょっとおかしなものとか疑問のものがもともと確認申請時でわかっていたら、そういったものを、そろそろ完了検査の建物だ、中間検査または完了検査の段階に近づいたころ、パトロールしているということはしていますけれども、押しかけてやるということは全然やっていません。

【委員】

そうすると、確認申請の検査をしていないのは、まともだから検査をしなくていいやと、パトロールをなさって、ああ、ちゃんとやっているよと、だから今、そういうふう言い訳としてとれますけれども、私は、そうじゃなくて、100%をやるには、あなた方の要員が足りないんだというならば、これは人を増やさなきゃいけないと思っていますし、連絡をして返事が来なかったら行くわけにはいかない、返事が来れば行く、そうしたら返事が来なくなっちゃって行って、本来は今いる人たちの戦力で対応できるはずなのになと。だから、100%の戦力がなければ、そういうふうに言っていただいて、戦力を増強するべきだと私は思うんですよ。思う

んですけれども、何かちょっと歯切れが悪いですね。

【説明者】

制度的には、建築というのは設計者がいて、さらに工事について工事監理者というのをつける制度になっていまして、そういう方がきちんと図面どおりに見るといって、自分たちで自己管理をしているのだという仕組みになっていますから、それにある程度は任せるといのが考え方として妥当なのかなと我々は思っています。一戸一戸、行政がすべてのよしあしを検査していくということではなくて、一定の部分は民間の主体性に任せると。ただ、そうは言っても、どうしてもおかしなものというのはその中には発生するでしょうから、そういったものについては行政がきちんと手当をしていくというような考え方をもつのが妥当ではないかなというふうに思っています。

【委員】

ちょっと私と見解が違うかな。

【部会長】

今はこのぐらいにしたいと思えますけれども、もし可能ならばさっきの実績受検率の低いのがどういう用途で、どういう規模で、地域は関係ないのかもしれないけれども、どういうものなのか、ちょっと後でデータとして教えていただきたいと思えます。

次にいきたいと思えます。2ページ目、ナンバー3です。ナンバー3とナンバー4は両方とも耐震化の話ですので、どうぞ。

【委員】

これも私がお尋ねしたテーマなんですが、このいわゆる90%とか目標がございますね。その数字というのは、国の法律との関連はどうなっているんですか。

【説明者】

地域整備課長です。

この90%というのは、新宿区において、耐震改修促進計画というのを今年の3月につくりました。国土交通省の告示がございまして、これの中に少なくとも90%以上の耐震化率を上げていくというのを、東京都の耐震化促進計画の目標として定めているものです。これを受けまして、新宿区としても同じ耐震化率を90%以上に上げていこうという目標を掲げて設定しております。これを、20年から27年までに90%までに上げていくということに決めています。

【委員】

私がお尋ねしようと思ったのは、これは国の法律に数字合わせをしたというか、伺ったように都の耐震化率を新宿区もそれを維持しようという計画ですね。その計画を達成されるためには、ほぼ丸めた言い方をしますと、3万戸の耐震不足の住宅のうち、10年間で2万戸ぐらいが自分で建て替えをすることを前提に、新宿区は1年間で100戸ぐらいずつ、10年間で1,000戸ぐらいやればその数字になるというのが計画だと理解しております。それでいいですね。

【説明者】

はい。

【委員】

それで、3万戸のうち2万戸が建て替えを想定しているという、その建て替えの想定なんというのは、実際にどういう根拠で説明しようと、実際に10年間でそれだけなかならないかわかりませんから、そこはいかようにでもなる数字だと、私はそう思っております。それで、要は新宿区がどこまで本気で、その耐震不足の住宅、耐震、つまり巨大地震が来たときに建物が崩壊してそのために圧死をする人たちを1人でも減らす、本来1人でもじゃなくて、ゼロにしたいと、どこまでそのぐらいの決意があるのかと。先ほど、総合的な耐震、防災の一番の最重点は耐震だとおっしゃった。私も大変心強く思っているんですね。私もそういうふうに思っております。さて、その新宿区の計画を見ると、遅々として進まない事情というのは一方ではあるんだろうと思います。だから、それはそれで、どうして進まないのかということが一方では知りたいことですが、ただこの計画が1年に100件ぐらいずつ区がこういうふうに支援をしていけば、この84%ですか、それが90%になるという論理は、本当に最も重要な施策としてこれに取り組んでいるんだろうかという、私には数字合わせな感じに思えてしょうがないんですけれどもね。申し訳ないですけれどもね。

#### 【説明者】

1つには、おっしゃることは私も理解できます。といいますのは、実は目標を定めるということが数字のマジックだということはあるかもしれませんが。ただ、少なくとも東京都で決めた90%を、それをクリアしたから、例えば10年間のうちにクリアしたからそれでいいんだという定めは実は持っていません。その後も当然のごとく耐震化を図っていく。それで、今言われた1,000戸を実は当時は100戸、10年上げていく。実績は、去年あたりですと耐震予備診断についてそれまで100戸を割っていた数字です。ところが、これが140戸まで伸びてきました。これは1つにはPRということもあると思います。それを実績と踏まえて、今年度は150戸以上をそれに目標を定めていこうということで、今、100戸から150戸を年間やろうと、それは数字として小さいということも一つあるかもしれませんが。ただ、そういうような目標は、その中でも新宿区としては、努力していこうと目標に定めています。

それと同時にもう一つやろうとしていますのは、今年度の7月からですけれども、まず、今おっしゃられたように阪神淡路の震災では大半の方がすぐ亡くなられたという実態がございます。ですから、先ほどもお話ししました、1部屋補強それから簡易耐震補強というところ、それから1部屋補強と簡易耐震ベッドですね。こういうものについて補助していこうとしています。これは23区でもやっているところがありますけれども、新宿区はそこを今年度から整備していくということで、実は先日、区の庁舎の入り口で、そういうPRということで、実物大をお見せしたようなことで、そういうようなものと平行して進めていきます。

それと、もう一つは事業としては、例えば細街路、実は建物が崩れるということで道路閉塞を起こします。細街路事業とか、そういうものも平行して展開していこうというようなことで考えております。今、ご意見の中の数字というのは、とらえ方がさまざまだと思いますので、新宿区としてはそのような形で考えております。

#### 【委員】

もう一点いいですか。実際に予備診断はただですから、少しずつ増えてきたということは

わかりました。そして先ほどの話で、本診断に行く人がまた、そのうちの20%ぐらいしかいないと、本診断イコール耐震に近い話でしょうけれども、それにしても、本診断に進まない理由、お金の話とさっき出ましたけれども、技術基準といいますか、そっちの面は、前に私が窓口で聞かせていただいたのは、日本建築防災協会マニュアルに載っている事項じゃないと助成金が出ませんよという話を聞いておりますけれども、今でも変わりませんか。

【説明者】

はい。

【委員】

1つ、板橋区でここに載っていないもっと簡易な、そしてそれは安くできている、それは大変いい技術であると板橋区で賞を取ったというのがあって、その話を私は区にお伝えしているんですけども、よその区がそういうふうに認めた、そういうものは新宿区でも認めるとか、逆に、何を言うかということ、日本建築防災協会というのはいわゆる大手の会社がそういうものを登録する、登録費用も随分かかるんだというような形で話を聞いております。だから、中小企業は自分でそれぞれの創意工夫でいろんな技術を開発しても、そういったところで登録しないから、現実問題としてそういう技術は新宿区の場合は採用されない、適用されないと。そういうことも、つまり本診断すると300万円例えばかかるというときに、そういう簡易な技術を使えば100万円で済む、そういうことが20%を40%にし、60%に、願わしいのは100%ですよ。そういうふうに持っていく努力といいますか、それをもっと真剣にやるべきじゃないでしょうか。

私は、ここの板橋区から平成19年度板橋製品大賞という中に、外付け耐震壁というのを評価をして、そして、板橋区が評価をすることは、日本中のそういう自治体にも使っていただけるということを板橋区が言っているんですよ。私は新宿区民として、新宿区もその全部をやる必要はないわけですよ。新宿区の中でそういうものを評価して、新宿区はこういう技術の評価しましたよ、日本中使ってくださいというようなことが、新宿区は今、一番耐震に力を入れるんだと、こうおっしゃっているんですから、やっぱりそういうところまでやって、要は予備診断から耐震へと、本当にそのくらいの決意をお持ちになるべきじゃないのかなと、待ち受けではだめなんじゃないですかということを私は申し上げています。いかがですか、ご意見を伺いたい。

【説明者】

まず、耐震補強を考える際に、丸ごとこれを要するに構造評定ですか、これが1以上のオーナーに対して、そこへ強度アップしたものに対して補助していきますよという考え方を持っています。それと、もう一つは、その構造を強化するために、その方法として、例えば今の、ちょっと私は具体的にその物件を見ていませんので申し訳ございません。当然のごとく、1つには今言われたのは、中にお住まいの方が、やはりできるだけ苦勞をなさないで外から工事できないかというのは、これは実は木造の耐震だけではなく、非木材についても同じこと、学校でやっています外付けブレースなんかはそういうことになりますね。ですから、そういう方法論というものは、私どもがまた当然、板橋区またはほかの23区と連携をとって、それは今言

われたように当然のごとく勉強しなければいけないと思っております。

例えば、それを使わないということではありませんで、それで構造計算上、十分耐震性があるということで設計いただいたものについては、実質それを補助の対象としてやっていくことには問題ないかと思えます。ただ、今のところそれが出てきていないというのがあります。私どもがまだ調査していないというのもございます。今、ご意見をいただきましたので、それについては私どもも板橋区のお話を聞いて、それがよければそれをやっぱり区民のために使っていくのは、これは何ら我々が避けることではないと思っています。ただ、その中ではやはり、構造計算上の話が出てまいります。そういうものを確認した上で今後、補助を広げていくというのが、私どもが考えていく世界であろうと思っております。今のご意見についてはありがたくお受けしたいと思えます。

【部会長】

それはさっきヒアリングした協議会との関係に通じるところがあって、一級建築士の方の組合だとか、向こうからの逆提案もどんどん聞いていただく中で補助対象になるといいと思えますね。

【委員】

あと、やっぱり大きな障壁だというのは、お金だそうですね。お金の話というのは、個人資産に対する補助というのは、どうあるべきかという問題がいっぱいありますから、ただ補助を増やせばいいという話ではないですね。その中で融資という概念をもっと活かすべきじゃないのかなと。やっぱりお金がないから、やりたいんだけどもお金がないから耐震工事ができませんという人たちをやっぱり救っていくには、助成だけじゃなくて、融資という概念をもっと活用すべきだと私は思うんですけどもね。

【説明者】

今のところも、実は行政と金融機関との連携というのがあるかと思えますね。今は金融支援機構と、昔は公庫ですけども、そこについても今、私どもと話をしていますのは、今、耐震化が進まないのは要するに一時的にかなり高額な費用がかかるということがあり、金融支援機構の融資と私どもの補助をセットすることによって、それで耐震化が進められる。これは予備診断を行う際に設計者のほうから当然そういうPRをしていただくというようなことでセットしたもので行くと、今、融資の中には例えば高齢の方に対してお金を融資しますので、一時的にその期間について利子利息のみというようなものも融資体系としてはございます。

これとあとは、先ほど言いました耐震補強推進協議会においてやっぱり派遣するわけですから、そういう設計者を派遣しますので、その中でも一応、我々と連携をとりながらPRしていく。今言われたものが大事だろうと。

取組みが遅れているということは、十分私どもも承知しておりますけれど、今後そういうことに手がけていくことによって、耐震化率を上げていくということも考えております。

【委員】

先ほど前段のほうの耐震化の目標の話が出ていましたね。27年度まで耐震化が必要な住戸は新宿区の場合は1,000戸ぐらいだと。それで、8年間だから1年に換算すると100戸ぐらいだ

と、こういうお話でしたね。この立て方についてはいろいろ議論があるということですが、仮にそれを認めるとしてもその後段の記述を拝見しますと、その予備耐震診断から実際にその耐震補強工事までに至る歩留まりというんですか、これが結構低いですよ。だからその考え方として27年度まで、1,650件ほどその予備耐震診断をするから十分でしょうと、何とか賄えるかもしれませんねと、こういう試算ですよ。そうなりますと、今言いましたように歩留まりが低いということからしますと、その目標の立て方としてはちょっと十分でないところがあるのではないかと。要するに、理屈を通そうとすれば、予備診断を受ける件数をもう少し増やさなければいけないと、そういう気がするんですけどもね。そういう意味で、この予備耐震診断の目標の立て方は少し甘いのではないかと、十分ではないのではないかとという気がして、どうなのかなという気がいたします。

【説明者】

おっしゃるとおり、実は予備診断から先ほどお話ししました2割というところで本診断に行くと、実は工事自体がそれから減ってまいります。これは今の考え方として、今、実は18年から工事への補助を行っています。その辺から本格的に新宿区として取り組んでいるわけです。今後8年の間に、今考えていますのは、例えば工事、先ほどお話ししたように融資の面とか、さまざまな総合的なもので進んでいきませんとなかなかならないというのは今ご指摘のとおりでございます。

ただ、今後、進むにつれて、これは一定の傾斜において進むとは実は考えておりません。ある一定進むとこれはPRが進みますと、ある程度先にいきますと伸びてくるだろうという想定もしております。甘いかもしれません。ですから、そういうところでこれから展開していく中で、できるだけ今のご指摘の、要するにいかに工事までつなげていくかという施策をどう展開していくかという課題を私どもは認識していますので、それについて精一杯取り組んでいきたいなと思っています。

【委員】

よろしくをお願いします。

【部会長】

先ほど耐震補強推進協議会の会長さんにも来ていただいて話を伺ったのですが、どのぐらいの建築士の方が担当しているんですかと聞いたら、10人ですとおっしゃっていて、そんなに少ないものですか。

【説明者】

ええ、東京都建築士事務所協会の新宿支部で、先ほど会長がお話しした10名の方が予備耐震診断をしていただくということです。

【部会長】

わずか10名で。

【説明者】

はい。

【部会長】

そんな人数で足りちゃうと逆に言われると、困っちゃうんだけど、そんなものなんですか。

【説明者】

ええ。実績で今、予備診断をやっているのは年間142件という話ですけれども、実は10名の方でやってもらっているという形です。この予備診断のやり方というのは、新宿区のほうで区民の方から相談を受けます。その方が相談を受けて、予備診断をやりたいという話ですから、これを無料で行いますので、直接、事務所協会にファックスで連絡をとりまして、それから紹介をもらう、その方を区のもとに派遣をしていただくということで、今のところその動きでやっているところで、本当はもう少し人数がいればということと、申し込みの方も多ければいいということですが。

【部会長】

事務所協会の登録建築家が少ないの、そうでなくて、たまたま申請がそれほどないから10人で済んでいるということですか。

【説明者】

今の状態でこれが例えば5倍、6倍となっていくと、人数的には足りないという状況が起きるかもしれません。

【部会長】

協会には建築士はいるの。だって、10人というわけじゃないでしょう。

【説明者】

予備診断として、今、登録している方が10人ということですよ。

【部会長】

少ないよね。というか、それはすべてが全部循環しているんだろうけど、本診断に出ちゃうと工事になってというふうに、あんまり思っていないからその程度なのかもしれないし、ちゃんと仕事としてやれるようにすべきですよ。

協議会は今年2月にできたということでしたよね。だから、まだナンバー4の質問で連携がそれほど、まだまだこれから本当にやらなきゃいけない部分が多いと思うんですけど、これは細かい話ですが、協議会に対しては委託になるんですか。これは個人でいくらという契約になるのか、協議会が何か調査を、先ほど申し上げた建築士の方々にヒアリングをして、新しいメニューを増やすとか、協議会サイド、建築士サイドで何か提案をするようなこと、委託とか調査とか連携とかしていただいてというような、そんなことはないんですか。

【説明者】

ええ、今、協議会に委託してというところまでは予算的に組んでいません。協議会と連携を図るということですが、協議会は協議会としての独立性、そこで事業、先ほどご説明した今年度の事業計画について定めて進めていただくと。

いずれにしても、やはり先ほど部会長が言われましたように、資金的なものとかさまざまあるかと思いますが、そこにまだ踏み込んでいるわけではないですね。今後の課題であると思っています。

【部会長】

いいですか。次は、4ページにいきましょう。この辺はボランティアの話とか、避難所運営管理協議会のことですね。

【委員】

実は、都立の広尾病院でトリアージの勉強をしませんかという連絡があって行ってきたんですよね。それで、トリアージの話があったのはまだ四、五年前からなんですけれども、その当時はトリアージは病院の関係者じゃないとできないと、こういう話だったんです。ところが、この間行って、広尾病院の副院長の方がいろいろ話をしてくださって、「皆さんにやっぱり応援してもらわなきゃ間に合わなくなっちゃう」と言うんですよ。それで「トリアージのことに、やっぱり皆さんに勉強してほしい」ということなんです。

これはやっぱりやっておかなきゃいけない作業だと思うんですね。これはどういう形でやっていくかということ、これから考えていかなきゃいけないと思いますけれども、めったやたらにやるんじゃないで、本当に真剣にやってもらえる人を、各避難所運営管理協議会の役員でもいいですけれども、こういう問題もやっぱりクリアしておかなきゃいけないんじゃないかと思うんですよ。

病院の方に言わせると、「医者は来た人の面倒を見なきゃいけない、治療しなきゃいけない。トリアージをやってられない」と。「トリアージはやっぱり皆さんが勉強して、トリアージをしてほしい」と、これが趣旨なんです。私は、今回、行ったんですけれども、我々素人がやっちゃいけないことになっているのに、やってくれと変わっちゃったんだねという話になったんですが、知っていましたか。

【説明者】

危機管理課長です。

はい。難しいのは、医師会の協力を今、お願いをしているんですが、正直言って医師会では「まだそんな責任を持ってない、トリアージなんか勝手にやらせてもらっちゃ困る」という意見もまだあるのは事実なんです。広尾病院は、これはご存じのとおり都立の病院で、それで東京で今こういったところから現実的に考えれば無理ですよと、だから、もっとできるトリアージってあるんですよと、レベルはどこまでのどういう形のトリアージなのかとか、それをかみ砕いてやっていかなければいけないんだということで、医師会とちょっと話したときは、まだやめてくださいと、医師会そのものの認識を高めないといけないということでした。

【委員】

広尾病院は、あまりにも先行し過ぎちゃっているのかな。

【説明者】

そうなんです。実際、例えば医師会、歯科医師会や、さまざまな方たち、歯科医師会と一緒に入ってくるんです。

【委員】

もう一つは、これは社会福祉協議会の役になるのかもしれないけれど、災害時にボランティアの人が見えますよね。災害ボランティアの方をコーディネートをする教育をしておかなければいけないんじゃないかと。コーディネートする人に、コーディネートを勉強してもらわな

きやいけないんじゃないかと。どこがやるかという、危機管理課がやるのか、あるいは社会福祉協議会がいろいろボランティアを募集してやっていますけれども、災害時の場合のボランティアを募集すると言っていましたけれども、どっちに任せるのか、それはきちんとしてもらったほうがいいですね。

【説明者】

そうですね。今、基本的には災害ボランティアにつきましては、社会福祉協議会というのは全国的な組織になっていますが、新宿も社会福祉協議会において、ボランティアの対応の仕方というマニュアルづくりまでやっていますので、もうしばらくすると、その辺のコーディネーター役なんかもちきっちりと文書として出せるようになってくると思います。

【委員】

文書を出すといっても、やっぱりコーディネートをやってもらわないと。

【説明者】

でも、災害ボランティアの、例えば建築の応急診断判定士ですとか、保健師ですとか、特殊な技術を持っていないといけない人というの也要請されるじゃないですか。だから、そうでなくてもだれでもできる、ある一定のできる部分については、3日間以内に支援が支援を要請しているところに届くように、必要としている人が届くように、新宿の社会福祉協議会のボランティア担当が体制をつくるという形で今進んでいます。

【委員】

だから、それはいいんですけれども、来た場合に、それをさばく人がいるわけでしょ。

そういうのをやっぱりきちんと育てておかないと、いざというときには困るんじゃないかということです。

【説明者】

はい。

【部会長】

ほかにありますか。地域防災協議会のほうでも結構ですよ。

【説明者】

概要と、それからちょっと図面で、この後ろのほうには地域防災協議会とか、資料をつくらせていただきましたので、参考になさってください。

【部会長】

いいですか、これで。

【委員】

よくないんですけれどもね。これ、地域防災協議会ではもっとちゃんとやってもらわないと、やってないことがまだあるんだよね。

【説明者】

本当にこれは、意識を高めなければ、形をつくってこうあるべきでと、まちで話をしても、それは他人事。私には被害は起きませんから要りません、だれかがやってくれますからそこには参加しませんということを言われるので悩んでいます。どうやって寝ている子を起こしてい

こう、これはもう大変な努力です。努力していないと言われるといけないんで、私は去年の2倍働いています。これはもう、自信をもって言えますけれども、夜であろうと土曜日であろうと日曜日であろうと、10人でも5人でも結構ですから、呼んでくれるところに話をさせてください、これを今、一生懸命うちの職員とやっています。でも、食いついてきてくれないというのは、残念なことです。

【委員】

助成金を、あげなきゃいいんだよ。

【部会長】

それは、地域の格差が大きいという意味ですか、それとも、おしなべてみんな低いという意味なんですか。格差はないんじゃないですか。

【説明者】

格差も一つ、区内を見ていただくと、例えば10年前と比べると圧倒的にビルが建って安心じゃないかという見方しかしていない。しかも、災害は自分に来ないんだという意識が物すごく強いんです。違うんだと言っているんですけども、わからない。それは、やはり数字をもって説明していかなければ、広報で書いてもだめなんです。どうも結論はそこに私はあると思っていますので、出前講座も一生懸命やりたいと思っていますけれども、出前の声をかけるのに限界があるんですね、正直言います。これがつらいところです。

【部会長】

だんだん日本も危険になってきて、いろんなところで震災が起きているじゃない。ああいう話なんかを聞くと、ああいう方の話を聞くとやっぱりぐっとくるよね。だから、一般論で課長から言われてもあんまりと思うかもしれないですけど。

【説明者】

いや、私のやり方はすべて新聞の切り抜きです。新聞の切り抜きで、泣いている姿から、救われた姿から、それを見せて。

【部会長】

人を呼んできたほうがいいですよ。

【説明者】

人も当然ですけどね。本当にそう思います。

【部会長】

格差があるとしたら、高いほうの理由は何かと考えたほうがいいですね。

【委員】

私の地域では防災関係のいろいろ集まりがあって、かなり意識が高いほうだと思うんですね。けれども、そういうふうに、地域防災協議会とか、避難所運営管理協議会とか、そういう名前を聞くだけで、一体どういうことをやっているのかわからない。何か会議ばかりやっていて、ちっとも即応力が高まらないんじゃないかというような気がします。

避難訓練というのにも、防災訓練というのにも参加したことがあるんですが、いわゆる非常食といいですか、そういうのを試食しながら非常に和やかに話し合っているんですね。危機

感も何もないんですね。唯一、真剣な顔をしているのは消防署の方、A E Dですか、あれを説明している消防署の方だけなんです。あとは非常に和やかな交流会みたいな、これで一体、大丈夫なのかなというふうに思います。

【説明者】

要するに見せる防災訓練をやっているから、だからだめなんです。私たちがやっているのは、発災型訓練といって、今言っているのは、私たちは応援できません、こういう時間帯には応援できません、皆さんでやってください、そういうきつい話だけです。「えっ、何を」という話もあります。例えば、昨年から始めましたが、地震というのは一遍に起きますから特別出張所はお手伝いできませんというのと、特別出張所は本部の運営でいっぱいです、避難所は自分たちで立ち上げてくださいと言っています。でも、何か連絡があるから、だれか来るんじゃないのと言って、学校で待ってる。それで、まさしく見せる防災訓練はもう要らない。わかってもらう、気づいてもらう防災訓練にしなくちゃいけないというのでやっていますので、そのためには、委員みたいにリーダーとなる人をきっちりと、要するにこういうものを考えていた、こういうことをわかっているとまずは話しやすいですよと、それから、皆さんに対して、その人たちを私たちはつないでいく、そうして頼ってもらうところに踏み込んでいかないと、いけない。まだまだ他人事なんです。すみません。そういうので話しました。

会議ということですがけれども、こういう考え方を説明しなきゃいけないためには、フェイス・トゥ・フェイスで会って説明しないと、書いたものは捨てられてしまいます。これがまだ現実なんです。だから、フェイス・トゥ・フェイスで話し合わなくちゃいけない会議がまた多くなってしまうけれど、無駄な会議はしたくないと思います。

【部会長】

では、第二次避難所のほうにいきましょうか。

【委員】

先ほども話がありまして、第一次避難所の耐震化については前倒しで区として対処されたということで、これは敬意を表する次第であります。今度は、第二次避難所の耐震補強工事というようなことで、これは全体の計画は、未実施が5施設ということですかね。そうしたときに、第二次避難所としての数というのが現在どのぐらいの数があるんですか。

その未実施が5カ所しかないというお話なんだけれども、それで十分なのかどうかというところがもう一つわからないということで、ご質問させていただいているんですけれども。

【説明者】

私ども、その前となる、施設については区立の幼稚園ですとか、ことぶき館ですとか、福祉施設と言われるところを指定しております。それで、実は需要数、何人ぐらいの人がいるんですかというのが把握できないんです。それで、先ほど言ったように災害時要援護者というのは登録をさせていただいていますけれども、まだ1,500人までいっていない数で、その人たちがどうやっていくかというのもまだわかっていないので、手を挙げてもらったけれども、どういう支援が必要かというのが届いていないんですね。

実は国のガイドラインがありまして、それを見てこの間、個人情報保護審議会にご意見を

いただいて、行政側の持っている情報を集めたのが、要介護3以上の人だとか障害者で約9,000人近くの人がいる。すると、その差というのが相当数あって、その人たちがどこにいて、どうやって、どこの場所に行くのか。行ったときに、この人は何を求められて、何のどういう支援をしたらいいのかと、わからないんです。では、第二次避難所はどうするんだと言ったときに、第二次避難所として何を備えていなければいけないかというところに届いていないというのが現実で、ほかの区もこれは同じだと思います。そこをきっちりと把握していくために、あえてデータをつくって調べていこうというので今、事例として全部できませんので、ある地区で民生委員さんの協力をいただきまして、個別に面接回りに行くようになりました。

国のガイドラインは要するに計画をつくりなさい、つくったら2人とか3人、支援者を決めなさい、簡単でしようガイドラインで言っているんです。ところが、8,000人の人に2人つけたら1万6,000人ですよ。1万6,000の人の支援者が、いるわけないんですよ。それで、簡単に言われているんで、そんなものではないということで、きっちりした調査を上げて、だから先ほど、逃げなくてすむ、逃げるから支援者が必要だというような発想はもうやめなければいけない。その発信にしたいなと思っています。

【委員】

そうですか。では、どのくらい必要なのかというのはわからないわけですね。

【説明者】

相当、大変だと思います。

【部会長】

第二次避難所として指定されているのは、いくつあるんですか。

【説明者】

地域福祉課長です。

60施設です。

【委員】

その60施設のうち、うち耐震化を図っているのはどのくらいあるんですか。これは、第二次避難所だけですね。

【説明者】

19年度末現在で未実施が5施設ありますということで、ただ5施設といっても、20年度に2施設については耐震工事を行います。あとは、建て替えの解体工事を予定しているのが、1施設ありまして、したがって3施設についてはもうめどが立っていますので、2施設についてはまだ決まっていませんけれども、それについても今後の施設のあり方をどういうふうにするか、建て替えするのか、どうするかという検討を今行っていますので、それに合わせて実施していきたいというふうに考えていますから、耐震工事というのはそれに合わせてすべてについて実施するということになると思います。

【委員】

やっているところは60のうち何施設あるんですか。

【説明者】

55施設ですね。未実施が5施設です。

【部会長】

ちょっとわからないんですけども、第二次避難所というのは、耐震補強工事が済めばいいという問題なのですか。耐震補強だけの問題じゃなくて、そこにそういう方々が来るわけだから、もっともっといろんな設備、いろんな施設が必要なんではないかと、そういう問題じゃないんですか。第二次避難所として備えなければいけない環境というのはどんなものなんですか。

【説明者】

それは高齢者とか障害者とか災害時要援護者の人たちが生活しやすい施設。したがって、今指定しているのは、児童館・ことぶき館、幼稚園、あとは障害者関連の施設を指定しています。そのときには、やはり生活する上でのバリアフリーも必要でしょうし、障害者の方が生活しやすいというものも必要だと思いますので、そういった条件に合ったところを第二次避難所として指定していくということで、第一次避難所にとりあえず避難して、その後でまた第二次避難所のほうに行くということです。

【部会長】

では、第二次避難所で生活をするということですね。

【説明者】

避難生活を送るということです。

【部会長】

でも通常、通所の施設だから、保育園とか幼稚園とかは現在と全く違ったものが必要ですよ。備蓄の問題だとか、あるいは、いろんな備品だとか、そういうものも備わっているんですか。

【説明者】

その辺はちょっと、第二次避難所には現在備わってないんです。

【部会長】

あくまでも最低限の耐震補強だけは済んだということで、第二次避難所としてのしつらえができたということではないんですね。第二次避難所の役割なんだと思うのだけれども。

【説明者】

危機管理課長です。

単純に言えば、要するに災害時要援護者と言われている人たちは、第一次避難所の体育館の生活は無理でしょう。その人たちが生活できるような施設という、その人たちというのが、実はこれはだれなんですか、どういう人なんですか、というのがつかめないのに、ここの避難所はこれを用意しておきますというわけにはいかないんです。

【部会長】

それもできていないのですか。

【説明者】

それは、できていません。どういう人たちが多分この地区は来るであろうという、ある一

定の予定、予定というか、要するに予見をしていかないと調べようがない。例えば今、災害時要援護者の調査で地区を回りました。回ったらほとんどの要介護3以上の人がベッド生活で、ベッドというのはいくつ置けるんですかと、それを倉庫にこれをいっぱい置けますかとか、さまざまな課題があるのは事実なんです。それで、だれが来るかわからないのに、それをどうやってその小さな、例えば児童館とか、狭いところに置いておけるんですかというのは、これは無理なんです。物理的に無理なのはわかってきているために進んでいないんです。

【部会長】

それは、いつ決めるのですか。

【説明者】

決めるというか、これから、今やっているのはその実態、なぜ要援護者対策が進まないのか、だから第二次避難所の対策が遅れているかというのを今、私どもは今年の調査によって明らかにしていく。その上で1つ進んだのは、聴覚障害者については、手話通訳者たちと話をしている、どこでも私たちは行けますというところから、手話通訳者は20人ぐらいしかいないじゃないかと、その人たちが全部の学校に行けるわけがないんですよということで、区内のそういう聴覚障害者の団体と手話通訳者とコーディネートをさせていただいて4カ所決まったんです。そういう決め方をしていかないと、手話通訳者は、「これだったら5人ずつぐらい、4カ所だったら何とか1人がなくなっても4人がいけるね」とか、「それだったら自分たちもそこにいきましょ」とかいうふうに変わってきました。そこで、こういう手法を災害時要援護者と言われる手を挙げていない人たちも含めて、この人たちは多分ここに住んでいるからこの地域に行くだろう、そうするとこの地域はこの施設に第二次避難所に置けないなら、近くの備蓄倉庫にそういうものを蓄えておいて持っていくシステムをつくらうというのを、この調査をもとにして、来年度以降立ち上げていきたいと考えています。

【委員】

福祉のほうから調べれば結構、調べやすいんじゃないですか。個人情報の方の問題で、難しいですか。

【説明者】

個人情報と、それからあと、健康部ですとか福祉部ですとか、それぞれの職員を集めまして、今そのプロジェクトチームをつくってやり始めます。

【部会長】

その60カ所というのは、ある程度均等に配置されているんですか。

【説明者】

施設はあります、はい。

【部会長】

だからといって、こっちに住んでいる、あなたの障害の場合はこっちですよとか、そういうわけにはいかないじゃないですか。その1つの拠点にかなりの多くの機能を持たせなきゃいけないわけですよ。それで、やっぱり一番近いところに行くだろうし、通っているところに行くだろうし、そういうことを言えば、一人一人の特定はできなくても、ある程度の予測で、

「何とかさん」とまではわからなくても、ある程度の予測を立てて、それにふさわしい施設整備をしていくということにやっぱりなるんでしょうか。

【説明者】

例えば養護学校に通っている人たちは、養護学校のPTAと話したら、養護学校で面倒見てくださいと。それから、あゆみの家も同じです。あとは精神障害者をどうやっていくかというのが、まだ全然未知数です。どういうふうに支援していくのか、薬を飲んでいる分にはいいけれども、飲めなくなってくることがあるわけですから、そのときにだれが支援していくかというのも、何も決まっていない。どこからも情報として、発信として上がっていない、そういう課題はあります。それから、本当に寝たきりの人たち、常に人工透析をしている人たちは、病院ですからそこには含まれないんですよ。それはちゃんとやっているんですかとか、そういうことを全部押さえていって、それで第二次避難所を一般的な形として、どういう備蓄をそろえたり支援に対応するかということに今行こうとしている段階です。

【部会長】

今年度は、まだできないんですか。

【説明者】

今年度は、まずは、今言った災害時要援護者として必要な人は、こういうような支援が必要ですよ。それは、逃げなければいけなくなったときに、第一次避難所までどうやって連れて行くか、だれが連れて行くかということと、第一次避難所ではどういう支援が必要なのか、無理だったら第二次避難所に今度はだれが連れて行って、そこには何を携えていかなければいけないかということを調べなくちゃいけない。それが手つかずなんです。

【部会長】

それは、ほかの自治体も進んでないんですか。

【説明者】

進んでいないです、同じです。

【部会長】

7は、いいですか。

5ページのほうにいきましょう、ナンバー8、9、10。先ほども貯水槽の話が出ましたけれども、どうぞ。

【委員】

今年は、小型ポンプ消防大会は中止だそうですね。

260台もポンプは組織に配られていて、いざ大会になると何台も出てこない。それが、なぜこうなったかわかりますか。

【説明者】

もう、使う人がいなくなったんです。自分はもう高齢で、とても私たちは使えませんという声が結構ありました。

【委員】

でも、まちの中は高齢者ばかりじゃないでしょう。

【説明者】

そうですね。そうですね。

【委員】

その努力が足りないことは事実です。もう一つは、これは私は前から思っていたんですが、ポンプを、組織にエンジンをかける面倒を見てもらわないで消防団に見てもらっているでしょう。それで、組織に見てくれた手当として1台いくらとお金を払っていたのに、全然今度はなしで、消防団にそのお金が行っているわけですよ。だから、なおさら組織としてはポンプに対しての責任がないという感じになっちゃうんですよ。だから、たまたま、うちは毎月1回見ているんですが、年に2回消防団の人が来るわけですよ。それでちゃんとやっているものだから、ちょっと自分でチェックして、サインをくださいと、自分でやらないで。だから、そういうことを、これは絶対こういうことになるなと私は思っていましたけれども、事実は案の定なっていましたけれどもね。やっぱり、組織で見てもらってちゃんと手当を払う、あのシステムは存続しておく必要があったんですよ。これは、非常に残念な結果になると思います。これから260台もあるポンプを、年配者ばかりだからやれないなんて言ったら、これはどうするんですか。

もう一つは、ある組織になると、どうしても貯水槽がないからできないんだというところもあるんですよ。そしたら、何かそれに代わる何かを考えてあげる必要があるんじゃないかと思うんですよ。まちによっては、確かに貯水槽はできないまちもあるかもわからない。でも、徐々にでもやらないと。やっぱり、これは本質から考え直してみる必要があると思います。まるっきりポンプが眠っているんだから無駄ですよ。組織がやらなくて、消防団の人は発災になると命令系が変わって、消防署に行っちゃうんです。組織でもってそのポンプを動かさなければ、動かす人はいないとなったら、本当に宝の持ち腐れですよ。これはやっぱり、もう一回考え直す必要があると思います。

【説明者】

ポンプ消防大会は本来、地域の人たちが普段やっていて、その成果を見せるためにやっていました。しかし、区内で200いくつある団体のうち16団体ぐらいしかこない。本来の趣旨はそうじゃなかったの、やめました。それで、今年は四谷消防団に限って言えば、全部の防災区民組織に皆さんたち1台ずつ持っていきなさい、8月31日に四谷の防災フェアというのをやるんですけども、そういう投げかけをして、来てくれるように切り替わってきている。これは四谷消防署が今、先行しています。ほかも同じように、委員の言うように、使えるべき人を探すということも大事ですので、例えば牛込消防署だったら、牛込の中学で中学生にまずどんどん教えていって、中学生が使えるんじゃないですか、だから今度、中学生を地域の中に取り組むほうにしましょうと、そこまでやってくれている。そういう形で、だれでもが使えるという形に変えるように今年は算段しています。1つはそこで、あとは、言われるように地域での防災訓練の中で可能な限り消防団の人は、お父さんやお母さんが来たら、お父さんお母さんにもやらせてみるということで、だれでも使えるというところをまずどんどん周知していかない限りだめだなというのに切り替えていきます。今四谷ではそういうことが出ています。

【委員】

私も地域の中学校で子どもにずっとやらせていたんです。1年生はだめです。2年生にならないと、腕の力がなくてエンジンがかからないんです。できたのは、1年生で女の子で体格のいい子が1人だけです。だから、2年生になってからじゃないと無理だね。やっぱりね。

あと、救命講習も受けてもらえるようにしてもらいたいと思います。

【説明者】

そうですね。あれは、先ほど言いましたけれども、中学生に救急救命をやらせるところが出てきますけれども、あれはいいことだなと思っていますので。

これはもっと教育委員会と協力して、1つ事例をつくってくれれば、本当に子どもってできるんですね。

【委員】

やるつもりがあれば、やれるんですよ。

【説明者】

ただ、防火水槽だけは、本当に提供してくれないともう、区の施設は、これ新しくすれば入れたりしているんですけども、そういうことがなくなってくると、地域で提供してくれない限りできないんです。

【委員】

そうですね。

【説明者】

消防署では、消防水利は足りているというふうになっているだけに。

【委員】

でも、いざというときに消防署の車が来ないんだから、消防水利があっただけなんですよ。ハンドポンプではバルブが違うんだから、消防団のものはバルブが合わないんですよ。

【説明者】

そういう形をまだやらなくちゃいけない、27年度までに耐震化を早くしてくれと、倒れなくていい、倒れなければ火も出づらくなるだろうと、こういう考えと一緒に進んでいます。

【部会長】

8、9は、これでいいですか。

10番の井戸の話、さっきちょっと出ましたけれどもね。いいですか。

【委員】

さっきのお話で、よろしいです。

【部会長】

次にいってもいいですか。

6ページにいきたいと思います。11番、これもさっきのと共通するものですね。

【委員】

先ほど委員からお話があったことと似ているんですけども、避難所運営管理協議会の運営で本当に成果を上げているんだろうかどうなんだろうかということに関して、その会議の開

催回数を成果指標として挙げているんですけれども、それで本当にその協議会の活動としての成果を判断する指標として十分なのかどうかということです。そのほかにも実際の訓練とかそういうことがあるかと思うんですね。そうしたときに、そういう本当に協議会として機能するような、そういう活動をしているというところに着目した指標というのが望ましいのではないかなという気がしているんですけれどもね。そうした意味合いにおいて、実際を見ても、そういう訓練をやっているところは20数カ所ぐらいしかないというようなことで、そういったところから考えても、もう少し評価する指標を実質的に機能するような訓練というところに着目して考えてはいかがでしょうかということです。

【説明者】

本当にこれは、例えばここにも11番でも回答を書かせていただいていますけれども、防災訓練、地域の人たちが参加する訓練というのは、毎年1割ぐらい数でいくと増えておりまして、今、約1万3,000人ぐらいまで年間で参加するようになってきています。本当にこれは、1年に1,000人参加者を増やすって、結構大変なんですね。まちの人たちが、自分たちはやっているだけだということがありますので、若松地区では思い切って一斉にやってみるところでやるんですけれども、発災型というのはなかなか慣れていない。そこで、若松地区におきましては、昨年度から工学院大学で一生懸命地域の防災訓練、発災型の訓練をしているのがあります。まちの人たちは何が苦手かという、例えば会議の持ち方ですとか、細かく説明したいときに説明できなかつたり、訓練が終わるとどこが悪かったかとか、次はどうやりたいとかまとめをすとかいうのが非常に時間もかかるし手間もかかる、苦手なんです。そういう部分を大学を入れてやってみました。

それで、防災で、私たちが講演会をやると30人とか50人とか集まるんですが、防災訓練だと100人とか、150人とか集まる。そこで講演会をやって、大学の教授という方たちが来て、そこでこうぱっとやっていると雰囲気全然違う。しかし、そういう形で一生懸命やろうとしたときには、ここではこうやればもっと一生懸命できるんじゃないか、役員さんもそんなに労力を使わなくてもできるんじゃないかという支援方法がだんだんとわかってきましたので、そういう形で今やり始めることによって成果が出てきております。それなので、そういったところはちゃんと報告書もつくって皆さんに配って、こんなことをやったんだという形を、いろんな方向に今、切り替えておりまして、こういう形での成果指標として今後は見ていきたいと思っております。

【部会長】

これの成果指標というのは、どういうものなんですか。どういう数字ですか。

【説明者】

私たちが今求めているのは、要するにイメージを持ってもらうということです。そのイメージは、人の話を聞くことや、訓練に参加することで持ってもらえるだろうと思っていますから、訓練の参加者を増やすということは、とても大事なことだと思っています。

【部会長】

参加者という指標をつくるという意味ですか。

【説明者】

そういう指標と、それから、可能な限り講演会を何回やった、人の話も聞いた、こういうものをあわせて指標としていければ、非常にいいのかなというふうに思ってます。

【委員】

今後、そういう指標を取り入れていくということですね。

【説明者】

はい、皆さんに見せるとわかりやすいものを。

【委員】

今回は19年度ですから、ともかくとして、20年度からということですか。

【説明者】

はい。同じ若松地区で続けますし、ほかのところに広がるともっといいなと思っています。

【部会長】

それでは12番目のトイレの話をどうぞ。

【委員】

昨年も聞いたんですが、でも、よくわからないんです。それで、今回もこういう質問をしましたらば、事業評価では41とありますが、回答には45カ所につけたと書いてありますね。私は、説明としてはこれだけあれば十分だという説明を昨年聞きまして、本当かなという思いを持っていて、それで改めて、もう一度聞きますよということで今回の話なんです。つまりどのぐらいの需要数を想定して足りるとこういうふうにいえるのか、そこを聞きたいんです。

【説明者】

需要数というのは避難者という意味にとれますね。避難者がこれだけいるから、トイレはこれだけ使うよという。

【委員】

区民もいるかもしれませんし、帰宅困難者もいるかもしれませんよね。だから、どういう需要者数をどういうふうに見て、これで足りると見なしているのかということなんです。

【説明者】

避難者、夜間人口の避難者については、この計画で今、第一次避難所も、概ね人数これぐらいの人が24時間後に避難しますから、その部分ではトイレで足りると考えました。けれども、帰宅困難者は全く入っていません。要するに区民の避難者でいっぱいになってしまう。したがって帰宅困難者はそこに入る余地はない。ただ、人道的には寄っていただいてそれを止めるものではないんですけれども、帰宅困難者が、何十万と出る人たちが一気に避難所に来てしまったら、もう、避難所だけではなくて新宿区内でも足りるとは判断していません。これはもう、国がそういう数字も今出してきておりますので、そこはもう、新宿区だけの対応ではできないと考えてございます。

【委員】

あとは信じるしかないんですけれども、実際にこの45カ所の具体的に1カ所当たり何人、何口というんでしょうか、どういう計算で足りると言ってるのかその辺の話ですが。

また数字合わせをしていないかしらという思いを持って、そのところかなりしつこく伺うんですけども、本当に足りるのかなというのが、数字的にそういう裏付けをきちっとご説明いただけてないものだから、わからないなと思うんです。

【説明者】

約1,200人ぐらい、1避難所、体育館等に1,200人ぐらい平均して入るであろうという数字で、その人たちがトイレを使うという想定です。

【委員】

それは、そうするとその場合、1,200人が仮にいたときには、トイレは何口ぐらいですか。

【説明者】

災害用トイレとして、学校に穴を開けているのは。

【委員】

4つ、4口。4つか5つ。

【説明者】

場所によっては5つも、例えば落合中学校のタンク式の対応のものは5つやって何人分かですね。

【委員】

幸いにして私が生きているうちに来ないかもしれませんが、それともまた、あるときドカンと生きているうちに来るかもしれない。だから保険なんだろうと思うんですけども、現実問題として、本当にトイレの問題というのは飲み水の問題とイコールぐらい私は深刻な問題だと思っているんですけども、その辺がそういうような理解を満たしてくれているのかどうか、やっぱり私たちが、もしそれが足りない状況で、作文的に足りているよということで見過ごしてしまうと、現実問題そういう問題が本当に起こったときには、やっぱりパニックになってしまうだろうなと。そういうことのないことを願って伺うんですけどもね。

【説明者】

今言った、トイレでいくと、要するに私どもの、そのほかにこういった防災計画の中で示してあるのは、仮設トイレもあるほかに、簡易トイレも24個とか用意して、袋に入れて捨てるというシステムが1避難所で数字で言えば24個ずつずっと置いてあると。だから、直結型の穴を掘ってあるのが、最低で3つのところもあるんですけどもね、多いところで5つある。そこにやって、下水で流して、プールの水で流すのと、今言ったこの24個のものについては箱形ですから、下に袋があって、終わったら袋で閉じて、それでゴミ袋にまとめてそれをごみとして出すということも多少考えられます。そういう方法もあります。ただし、これはそこだけではなくて、先ほど言ったようにマンション生活の中でできなくなる人にも配らなきゃいけないとすると、これは足りません。

【委員】

それは大変ですよ。それはもう個人でもってやっぱり用意しておかなきゃいけない。

【委員】

用意してないんじゃないかな。

## 【委員】

例えば、超高層マンションで震度7でも倒れないとされている建物でも、ある専門的な知識を持っている人は、建物は倒れないけれども、ちょっとピロティなどの部分の柱が、例えば鉄筋がはみ出たりなんかする状況はあり得ますよと。そうすると、建物は倒れないし中も大丈夫にしても、そういう柱の部分、そういったところは建物の使用禁止を、それは区がやるんですよね。その人は区の判定と言っていますけれども、区がこの建物は使用禁止と、この柱が、ピロティの柱がこうだということで、結局、退去命令を出される可能性がありますよと言うんです。棟が3つあるとすると、それぞれ2,000人近くの住民が住んでいるんですね。その人たちが、この建物は倒れないからその心配はないよと、お風呂に水を常に満たしておこうよねぐらいに認識していたらば、場合によってはそうじゃなくて退去命令を出されるとしたら、避難所の学校にその2,000人近い人たちがそこに行かされた姿を想定すると、今の話を伺っていて、これは地獄になるよというふうな思いをするんですね。

そのくらい区その計画というか、見通しが甘いんじゃないのかなと。そこには本当に被害を受けた人だけが来るんじゃないなくて、先ほども言った帰宅困難者だって用を足させてくださいと来たら、それは受け入れなきゃならないはずですし、いろんな支援をする人たちだってここにいっぱい来るでしょうし、そのうちその近県からボランティアがまたいっぱい押しかけてきて、ヘルプをしてくれる人だって水は飲みます、用は足さなきゃいけないですから、そのところは本当に大丈夫なのかな、これはちょっと甘いんじゃないのかなというのが、私は伺っていても納得いきません。

やっぱりそのところはもっと真剣にそういう事態を予想して、そういうところに何が大変かという、都心ならではの対応というものが求められているんじゃないのかなというのが、私の感想です。

## 【説明者】

集合住宅の部分というのはまだ把握できていません。これはもう本当にまさしくそのとおりで、そういう意味では集合住宅の人はコミュニティをどう考えているんですかというようなことも含めまして、新宿区は研究所をつくりましたので、そのなかで集合住宅の人がコミュニティについて及ぼす研究を始めています。また、私どもは筆筒地区におきまして、東京理科大学と共同実験というのを始めまして、その中で今年は集合住宅の人たちは本当はきっちりわかっているのかどうか、その辺の調査に今年入っております。今まで手つかずで、私たちは大丈夫ですと皆さん言っていたので、いやそんなことはないでしょうと言うと、いや、大丈夫ですからと言うんで、いや、実はということで投げかけて、じゃ、どうだったこうだったというコミュニケーション、これもできていない。そこにちょっと入っていくことを、今年はやりたいと思っています。すべて最大限の被害想定をすると、できていないと言わざるを得ません。

今までのある程度の被害想定を考えてきた数字の中には、数字合わせというところでは数字はできています。だけど、そのもととなる数字は正しいんですか、被害想定は甘くありませんかと言われたら、それは今までの中ではもっと違う部分というか、見えていないような部分

というのは加算されていないわけです。例えば1つの事例が、帰宅困難者がどういう行動をとるかというのが見えていない。そういう部分が入ってくれば当然、足りなくなる。それから、集合住宅の皆さんも避難者になり得るとのことについての数字というのは入っていません。

【委員】

それは、なり得るんですよ。すべてのマンションがそうだとは言いませんよ。みんな倒れないと思っているんですよ、さっきの話と似ててね。だけど、やっぱりその、区が調査して、ここは立ち入り禁止とか、そういう判定をすると、つまり入っちゃいけないなっちゃうという問題はやっぱりある話ですから、それは過剰につくって使われなかったなんていうのが後で話題になるぐらいにしてほしいですね。

【説明者】

ただ、私どもが1つの目標を掲げなくちゃいけないときに、倒れるか倒れないかというのがやはり新しい耐震基準以降に建てた建物は安全とか、そういう見方というのをしているんですよ。だから、そういうところでいくと外れてしまうというか、建物は倒れないという理論武装をしています。そうは言っても、新耐震基準以降のものも、何か国の調査によると1割ぐらいはどうも危ないんじゃないかという話がありますね。となると、皆さん本当に大丈夫ですかというのを問いかけていくと、厳しい面もあるかもしれません。ただ、抜かしているのは全く無視しているのではなくて、ある一定のそういう基準のものはこう考えるというところから出発していますので。

【委員】

提案として、公園にね、公園に結構、公衆トイレがついていますよね。その水は下水に流れていくわけですから、その上に、学校の中につくった下水直結のトイレを設置することを考慮しておいたほうがいいのかと思いますよ。帰宅困難者は公園に集まってきますからね。そこで用を足したいという人が当然いるわけですから、公園の片隅に倉庫みたいにつくって、いわゆる上の目隠しじゃないけど、簡易式の仕切りを買ってそこへ入れておいて、いざというときは地域の人たちが、そこに置いて、ストンと落としておけばいいんですから、それで十分できますので、むしろそういう簡単にできる方法を考慮して備えるべきだと、こう思いますよ。

【部会長】

今、そのトイレは、公園にはあまり設置されていないんですか。

【説明者】

公園のトイレも一応は水をかけて、でも普通の公園のトイレは1つしかありませんので。

【委員】

下水のところ流れていくんだけど、流れていくドブがあるわけだから、そこでね。

【説明者】

今、開発されているのは液をかけると臭いもなくなるとか粉末にするとかいうのがあるんですけども、ちょっと高いので。高くてもやったほうがいいのか、これはもう、判断に悩むところです。

【委員】

トイレの問題では、消防署の人が応援に行ったときに、とにかくトイレが大変だと言っているくらいですからね。あちこちみんな消防署は行くわけですよ。何と言っても、トイレが一番困ると言っていましたね。

【説明者】

新宿から新潟に行った応急判定士によると、まちの人はよく知っていて、判定していて、トイレ大変ですからうちの使ってくださいねと言って声をかけてくれたということです。

【委員】

地震というのはどこで遭うかわからないわけですが、新宿区には地下街がありますよね。それから今度、副都心線ができて地下道がさらに長くなりましたよね。そういうところで災害に遭った場合はどうなのかとか、それから駅で遭ったとき、その駅との連携ですか、駅員の人たちはそれぞれマニュアルがあってやっていると思うんですけども、そういう駅との連携というのはどういうふうになっているんですか。駅というのは、JRだけではなくて私鉄の駅も随分ありますよね。

【説明者】

はい。連携でいうと、防災無線のデジタル化が今、終わりました。その中でいくと、各駅には必ず防災無線を設置してありますので、その防災無線によって連絡をすることになる。それで、その辺の連携が実はとれていなかったのが、今年の1月25日に初めて訓練したわけです。そうしたら、駅の人たちは駅で大混乱を起こすし、発電装置が余りないので、皆さんを出しますよとなったんです。出しますよってどこへ出すんですか、その誘導はどうするんですかと言ったら、いや、上の人をお願いしますと言う。上の人って、商店街の人はそんな聞いていませんよと言う、こういう実態がわかってきました。

地下街につきましても一応安全だと言われているんですけども、この地下の乗降者からのご意見の中には、ちゃんと調べてくれと、まずは耐震化というのが間違いないのかどうかとか、それから防災で災害が起きたときにそれはうまく誘導できるような設備が備わっているのかどうかとか、きっちり調べてくれと、委員に言われてるような結果が今回出てきておりますので、それは来年度以降、予算措置をして調査をしてみなければいけないと思っています。

消防法で言う、逃げマーク、避難誘導用標識は必ずありますので、あれは必ずつくんですけども、それしかない。それで、雨の日なんかものすごいことになります。地下で、あの人が一斉に出たときに、こんな避難誘導だけで足りるのかどうかとか、これはとても心配です。それについても今、実態調査に入っています。

【委員】

私も参加したんですけども、もう地下が真っ暗になるわけですよ、そこでは。階段だって上ると言ったら簡単に上れませんよ。それからエスカレーターは止まるということになりますので、非常に怖いなと思いました。

【説明者】

丸ノ内線のところは、最低の駅員しかいない。ご存じのように、みんないるとき皆さん見ているとわかりますよね。地震が起きたときに何をするか、止まったときに何をするかといっ

たら、駅構内の安全で、だれもいないかを確認するので、誘導に人数が回るなんてことはまずありません。

去年の訓練時はみんな誘導してやりましたけれどね。でも、お年寄りも参加してもらいました、障害者も参加してもらいました。それで一番深いのは都営大江戸線で地下7階ぐらいです。7階ぐらい階段を上ってこないと上に上がれない。それで、工学院大学の学生もヒーヒー、ハーハー言っていました。そういうところに、障害者はどうする、障害者が突き飛ばされるかもしれないとか、そういった結果も出てきています。それで、何を備えなくちゃいけないかと、発信をし、発信をただけじゃなくて対策を練るためには、できていないということをもみんながわからなくてははいけない。やってくれると思っているけれどできていない、だから自分でこういうときには地震が起きたらどう考えるかというのを備えておいてくださいと今言わざるを得ない。ご安心くださいとは言えない。そういうことをどんどんやっていくという必要があると思います。

【部会長】

よろしいですか。何がよろしいのか、よくわからなくなってきましたが。質問はいいけれども、内容はよくないみたいな感じですね。

【説明者】

あれもこれもやらなくちゃいけないので。

【部会長】

一応、今日予定されたのは、ここまでです。

昨年に比べてきちっと時間もとったし、回答も事前にいただいたということで、非常によい意見交換ができたと思います。ただ、防災というテーマからも大変難しいことだと思いました。聞いていて思ったのは、新宿という特殊性から考えて、さっき危機管理課長がおっしゃった、集合住宅の話とか帰宅困難者の話とか、それから今ご指摘があった地下街とか、ほかの一般の住宅地よりやっぱり新宿ならではの問題を抱えているわけですが、まだそういう新宿区の特殊性を踏まえた防災計画がきちんとできているとはなかなか言い難い。

今、国が定めたごくごく一般的なものについては、かなり熱心にやってらっしゃるので、第一次避難所とか耐震化工事の増強とか、そういう数字のところではわかりますが、では、実際に本当に起きたときにどうするかといったことが、ちょっとかけ離れた部分もある。とはいえ、一方であんまり危機感を煽っても、問題がある。その辺の難しさが、防災訓練に参加した人が少なかったり、耐震補強をしようという人が少なかったり、その加減がなかなか難しい事業だなというふうに、聞いていて思いました。

しかし、いずれにしても我々委員としては、今の新宿区が抱えている実態については、かなり、今日勉強することができたと思いますので、大変よかったと思います。いろいろ言いにくいところもあったかもしれませんが、ご協力いただきましてどうもありがとうございました。

< 閉会 >